4. 補助対象事業、補助対象経費

4-1. 補助対象事業、補助対象経費および補助率

本補助事業は、充電設備の購入費と充電設備の設置工事費を補助対象経費とし、表 1 の事業ごとに示す補助率に従い、補助金を交付します。なお、充電設備の設置工事の内容は、「4-7. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照してください。

- ・充電設備の「定額(1/1以内)」とは、申請者が購入した費用とセンターが承認した本体価格のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。
- ・設置工事の「定額(1/1以内)」とは、センターが審査した補助金額とセンターが 定める設置工事にかかる補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定すること をいいます。

表-1 補助対象事業、補助対象経費および補助率について

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
1.	充電設備の購入費 ^(注1) 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備	定額 (1/1以内)
高速道路SA・PA 及び道の駅等への充 電設備設置事業 (経路充電)	充電設備の設置工事費 (注2) (1) 充電設備設置工事費 (2) 案内板設置工事費 (3) 付帯設備設置工事費 (4) その他設置にかかる費用	定額 (1 / 1 以内)

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
2. 商業施設及び宿泊施 設等への充電設備設 置事業 (目的地充電)	充電設備の購入費 (注1) 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備 (注3) ・普通充電設備 ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	1 / 2 以内
	充電設備の設置工事費 (注2) (1) 充電設備設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は除く。 (2) 案内板設置工事費 (3) 付帯設備設置工事費 (4) その他設置にかかる費用 停電回避費を除く。	定額 (1 / 1 以内)
3-1. マンション等への充 電設備設置事業 (基礎充電)	充電設備の購入費 (注1) 以下の充電設備が対象です。 ・普通充電設備 ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	1/2以内
	充電設備の設置工事費 (注2) (1) 充電設備設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は除く。 (3) 付帯設備工事費 (4) その他設置にかかる費用 停電回避費を除く。	定額 (1 / 1 以内)

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
3-2.	充電設備の購入費 (注1) 以下の充電設備が対象です。 ・普通充電設備 ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	2/3 ^(注4) または、 1/2以内
事務所・工場等への充電設備設置事業(基礎充電)	充電設備の設置工事費 (注2) (1) 充電設備設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は除く。 (3) 付帯設備工事費 屋根、小屋を除く (4) その他設置にかかる費用 停電回避費、充電スペース造成費は除く。	定額 (1 / 1 以内)

注1:事業ごとに補助対象となる充電設備とその設置基数の目安は、業務実施細則の「別表 1-1.事業別充電設備と設置基数の上限の目安」を参照してください。(P83から記載の「充電設備設置事業ごとの説明と提出書類」も参照してください。)

注2:設置する充電設備の種類等により補助対象経費の内訳は異なります。充電設備の設置工事費の詳細とその補助金交付上限額については、業務実施細則の「別表1-2.事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」を参照してください。(P83から記載の「充電設備設置事業ごとの説明と提出書類」も参照してください。)

注3: 充電設備を設置する施設が経路充電の要件にも該当する場合は申請が可になります。 (原則、設置する充電設備が24時間利用できることになります。)

注4:補助率2/3以内の詳細は、「12.事務所・工場等への充電設備設置事業の説明と 提出書類」を参照してください。

4-2. 充電設備の設置パターン(新規設置/追加設置/入替設置)

申請する充電設備の設置は、「新規設置」「追加設置」「入替設置」の3つのパターンに分かれます。(以下、「設置パターン」という。)

設置パターンにより、申請できる事業、設置場所、充電設備が異なりますので、以下に 示す設置パターンごとの表を確認してください。

4-2-1.「新規設置」

- ·「新規設置」とは、充電設備がない場所へ新たに充電設備を設置することをいう。
- ・補助対象事業と対象となる充電設備は、以下の表-1を確認してください。

表-1:補助対象事業と対象となる充電設備(新規設置)

補助対象事業	設置場所	対象となる充電設備
	高速道路SA・PA	急速(50kW以上)
1. 高速道路SA・PA 及び道の駅等への充電設	道の駅	急速(10kW以上)
備設置事業(経路充電)	空白地域	急速(10kW以上90kW未満)
	給油所	急速(10kW以上)
2. 商業施設及び宿泊施 設等への充電設備設置事 業(目的地充電)	商業施設および宿泊施 設等	普通、コンセントスタンド、コンセント
3. マンション及び事務	マンション等	普通、コンセントスタンド、コンセント
所・工場等への充電設備設置事業(基礎充電)	事務所・工場等	普通、コンセントスタンド、コンセント

4-2-2.「追加設置」

- ・「追加設置」とは、充電設備が既にある場所へ充電設備を増設することをいう。
- ・補助対象事業と対象となる充電設備は、以下の表-2を確認してください。

表一2:補助対象事業と対象となる充電設備(追加設置)

補助対象事業	設置場所	対象となる充電設備
	高速道路SA・PA	急速(50kW以上)
1. 高速道路SA・PA 及び道の駅等への充電設 備設置事業(経路充電)	道の駅	急速(10kW以上)
	給油所	急速(10kW以上)
2. 商業施設及び宿泊施 設等への充電設備設置事 業(目的地充電)	商業施設および宿泊施設等	急速、普通、コンセントスタンド、コンセント
3. マンション及び事務所・工場等への充電設備	マンション等	普通、コンセントスタンド、コンセント
設置事業(基礎充電)	事務所・工場等	普通、コンセントスタンド、コンセント

4-2-3.「入替設置」

- ・「入替設置」とは、設置後8年以上が経過している充電設備が既にある場所で、その 充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えることをいう。
- ・なお上記に加え、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)に限り、令和2年11月1日~令和3年5月31日までの間に、安全性の確保等を理由に設置後8年以上が経過した充電設備を既に撤去しており、同地点に新たに充電設備を設置する場合、これを入替設置とみなす。
- ・補助対象事業と対象となる充電設備は、以下の表一3を確認してください。

表-3:補助対象事業と対象となる充電設備(入替設置)

補助対象事業	設置場所	対象となる充電設備
	高速道路SA・PA	急速(50kW以上)
1. 高速道路SA·PA	道の駅	急速(10kW以上)
及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)	空白地域	急速(10kW以上90kW未満)
	給油所	急速(10kW以上)
2. 商業施設及び宿泊施 設等への充電設備設置事 業(目的地充電)	商業施設および宿泊施 設等	急速

4-3.「追加設置」「入替設置」を申請する場合の留意事項

「追加設置」および「入替設置」を申請する場合、「新規設置」の公募兼交付申請とデータ入力や提出書類等が異なりますので以下の詳細を確認してください。

なお、それぞれに特有の申請要件や提出書類があります。(P83から記載の「充電設備設置事業ごとの説明と提出書類」を参照してください。)

4-3-1. オンライン申請システムの入力

【追加設置】

公募兼交付申請の作成時に、オンライン申請システムの「充電設備設置パターン」項目で「既設充電設備の有無」は有で選択し、続けて、既設充電設備がセンターの 定める公共用充電設備に該当するか否かを選択し、それぞれの基数を入力してくだ さい。

設置パターンは「追加設置」を選択し、既設充電設備の基数を入力してください。 全てを入力後、「設置事業計画の申告」項目に必要なデータ入力項目が表示されます。

《設置事業計画の表示項目》

・既設充電設備本体の出力のデータ入力

【入替設置】

(1) 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)にて、入替設置を行う場合

オンライン申請システムの「充電設備設置パターン」項目で「既設充電設備の有無」は有で選択し、続けて、既設充電設備がセンターの定める公共用充電設備に該当するか否かを選択し、それぞれの基数を入力してください。

設置パターンは「既設充電設備と入替」を選択し、続けて、入替を行う既設充電 設備に「補助金^(注1)を受けて設置している後付け課金装置」の有無を選択して ください。

全てを入力後、「設置事業計画の申告」項目に必要なデータ入力項目やアップロードが必要な写真等が表示されます。

(2) 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)にて、入替設置を 行う場合

オンライン申請システムの「充電設備設置パターン」項目で「既設充電設備の有無」を有と選択した場合、続けて、既設充電設備がセンターの定める公共用充電設備に該当するか否かを選択し、それぞれの基数を入力してください。

「既設充電設備の有無」を無と選択した場合、「令和2年11月1日から令和3年5月31日の間に撤去した既設の充電設備の有無」の選択が可能となりますので、有を選択し、続けて、撤去された既設充電設備がセンターの定める公共用充電設備に該当するか否かを選択し、それぞれの基数を入力してください。設置パターンは「既設充電設備と入替」を選択し、続けて、入替を行う既設充電設備に「補助金を受けて設置した後付け課金装置」の有無を選択してください。全てを入力後、「設置事業計画の申告」項目に必要なデータ入力項目やアップロードが必要な写真等が表示されます。

《設置事業計画の表示項目:補助金を受けて設置した後付け課金装置が有の場合》

- ・既設充電設備のメーカー名、型式、製造番号/シリアル番号、既設充電設備本体 の出力のデータ入力、既設充電設備の保証開始日
- ・課金装置の補助金交付決定番号
- ・既設充電設備の銘板(型式・製造番号等)が確認できる写真のアップロード

《設置事業計画の表示項目:補助金を受けて設置した後付け課金装置が無の場合》

- ・既設充電設備のメーカー名、型式、既設充電設備本体の出力のデータ入力、既設 充電設備の保証開始日
- ・既設充電設備の銘板(型式・製造番号等)が確認できる写真のアップロード
- 注1:「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」(以下、「充電インフラ補助金」という。)のことをいう。

4-3-2. 入替設置においての注意点

- ・既設充電設備および既設課金装置の撤去工事や入替を行う新しい充電設備の設置工事は、交付決定通知書の受領後に行う必要があります。(注2)
- 注2: 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)にて、令和2年11月1日~令和3年5月31日までの間に、安全性の確保等を理由に設置後8年以上が経過した充電設備を既に撤去しており、同地点に入替設置を行う場合における、 既設充電設備および既設課金装置の撤去工事はこの限りではない。

4-3-3. 既設課金装置の財産処分手続き

・センターから補助金の交付を受けて設置した既設課金装置を、保有義務期間中に既設 充電設備の入替とともに処分する場合、財産処分の手続き^(注3)を行う必要がありま す。

その際、センターが財産処分の手続きに関する書類を適正であると判断したものについて、入替を行う新しい充電設備の公募兼交付申請の受付を行います。

・センターからの補助金を受けず自費で設置した既設課金装置は、財産処分の手続きは 必要ありません。

注3:「充電インフラ補助金」の財産処分の手続きについては、センターのホームページ内の充電インフラ補助金のページに掲載していますので確認してください。

4-3-4. 財産処分の手続きを必要とする申請の流れ

- ・財産処分の手続きに関する書類を作成の上、センターへ提出してください。
- ・「充電インフラ補助金」の財産処分の手続きに関する書類は、センター内の充電インフラ部に原本を郵送してください。
- ・入替を行う新しい充電設備の申請が採択された場合、センターが発行し、充電インフラ部が郵送する「交付決定通知書」とあわせて「財産処分承認通知書」を同封します。 (不採択となった場合、センターから申請者に対し財産処分の手続きの継続について確認を行います。)
- ・申請者は、「交付決定通知書」および「財産処分承認通知書」の受領後、既設充電設備の撤去工事を行ってください。撤去工事完了後、速やかに「撤去(処分)を証する書類」をセンターに提出してください。
- ・センターは、撤去工事完了後に提出される「撤去(処分)を証する書類」をもって、 補助金の返納額を算出し、申請者へ通知いたします。
- ・申請者は、センターから補助金の返還を求められた場合、新たに設置する充電設備の 実績報告を提出するまでに返納しなければなりません。返納の確認ができるまで、本 補助金の交付は致しません。

4-4. 充電設備の補助金交付額の算定

充電設備の購入費に対する補助金の交付額は、以下のとおり算定します。 実績報告についても同様に補助金の交付額を算定します。

以下のア、イのいずれか低い方で補助金交付額とします。

- ア. 充電設備の購入費(税抜)×補助率(2/3または1/2以内) 「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業」は、購入費(税抜)
- イ. 充電設備の型式ごとにセンターが定める補助金交付上限額 「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業」は、センターが承認した 本体価格

申請者(リースの場合は使用者(契約者))の関係会社等による調達の場合、購入費に 含まれる充電設備の利益は、利益等排除の対象となります。

(詳細は、「5-18. 自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。)

4-5. 設置工事の補助金交付額の算定

設置工事費に対する補助金の交付額は、申請者が入力するオンライン申請システムの「充電設備等設置工事申告」と工事の見積書(内訳書含む。)または設計書(入札前の地方公共団体からの申請)等を審査し、以下のとおり算定します。実績報告についても同様に審査を行い、補助金の交付額を算定します。

補助対象設置工事である(1)充電設備設置工事費、(2)案内板設置工事費、(3)付帯設備設置工事費、(4)その他設置にかかる費用について、以下のア、イの低い方を合算した額と、ウを比較し、低い方を補助金交付額とします。

- ア、工事内容の申告から申告額(税抜)をセンターが審査し、工事項目ごとに算定した額
- イ. センターが定める工事項目ごとの補助上限額
- ウ. 事業および設置条件により定める補助金交付上限額

申請者(リースの場合は使用者(契約者))の関係会社等による工事の場合、工事費に 含まれる利益は、利益等排除の対象となります。

(詳細は、5-18. 自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。)

4-6. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説

補助対象とする工事は、申告された充電設備等設置にかかる工事になります。 申告された充電設備以外に利用するための設置工事は他用途となり、補助対象外となり ます。

オンライン申請システムの入力時には、充電設備等設置工事の申告で異なる工事項目の 計上項目先番号に入力した場合、補助対象外になります。なお、入力は見積書(請求書) と提出された図面等で一致している必要があります。

なお、工事の申告を入力する前に必ず以下の内容を確認してください。

- ・「4-7. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」は、充電設備 等設置工事申告に申告額として計上できる工事項目およびその内容の詳細を記載して います。
- ·「4-8. 充電設備等設置工事の要件」は、工事項目ごとによる工事要件の詳細を記載しています。
- ·「4-9.補助対象とならない主な設置工事(部材·工事等の事例)」は、充電設備等 設置工事における工事全体の補助対象外となる部材、工事等の詳細を記載しています。
- ・事業および設置する充電設備の種類ごとに補助対象経費となる項目が異なります。業 務実施細則の別表1-2を確認してください。
- ※原則として、センターが承認した充電設備の充電(定格入出力)等、性能を担保する 工事を行うことが必要です。

4-7. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事 (例)】
(1) 一①充電設	備設置工事費	
<u>ア. 基礎・据付</u> 工事 【A1】	充電設備本体等を固定する基礎および据付工事の申告(別体(設備構成)である課金機、電源部含む。) ●基礎工事にかかる材料費、労務費 (コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定、ビス等で固定) ●据付にかかる材料費、労務費 ●充電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費(損料含む。) ※屋根または小屋の基礎が充電設備と一体型(同じ基礎)の場合は、この項目に屋根または小屋の基礎工事にかかる費用を計上してください。	・充電設備等の基礎コンクリート強度試験
<u>イ. 搬入・運搬</u> 工事【A2】	充電設備本体等を搬入・運搬する費用の申告 (別体(設備構成)である課金機、電源部含 む。) ●設置場所までの搬入、運搬費の一部 【補足説明】 離島と離島以外(通常)を選択してください。	・資機材運搬や付帯設備 等の搬入・運搬

		I
工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事 (例)】
	 線工事費(高圧/低圧の配線にかかる申告)	
	充電設備本体等を稼働させるために必要な電 気配線工事の申告(別体(設備構成)である 課金機、電源部含む。)	
電気配線工事 【A3】	●充電設備専用のケーブル、アース線(幹線 含む。)の部材費、労務費	・案内板(内照式)、付 帯設備(電灯)で使用 する配線ケーブル
	【補足説明】 ・案内板(内照式)、付帯設備(電灯)等の電気配線工事は、それぞれ該当する工事項目に申告してください。	9 る首に示が — ノブレ
通信線工事 【A3】	高機能充電設備等で必要な通信線工事の申告 ●通信線の配線工事にかかる部材費、労務費	・通信用のWi-Fiユ ニット等
配管工事 【A 3】	電気配線工事のケーブル、アース線の保護等 に必要な配管工事の申告 ●配管(金属製、合成樹脂製)工事にかかる 部材費、労務費	・将来用の配管部材等
<u>ブレーカー工事</u> 【A 3】	 充電設備本体等を稼働させるために必要なブレーカー工事の申告 ●ブレーカー設置にかかる部材費、労務費 【補足説明】 ・高圧受変電設備の区分開閉器は、(1)ー③高圧受変電設備設置工事費に申告してください。 	・充電設備等専用以外の 設備負荷が接続される ブレーカー (電灯用のブレーカー 等)

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事(例)】
(1) 一②電気配	線工事費(高圧/低圧の配線にかかる申告)	
<u>開閉器盤設置工</u> 事【A3】	ブレーカーを収納するための盤の筐体を申告 ●筐体(金属製、合成樹脂製)設置にかかる 部材費、労務費●自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎 工事にかかる材料費、労務費	・充電設備等専用以外の 用途(設備負荷)があ る開閉器盤 ・過大なサイズの開閉器 盤
掘削・埋設工事 【A3】	配線工事にかかる掘削、埋設工事の申告 ●アスファルトや土、砂利等の材料費 ●掘削、埋設および埋戻しにかかる労務費 ●掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル 費、回送費(損料含む。)	・将来用の配管等と併せての掘削、埋設工事・駐車スペースのアスファルト舗装
<u>建柱工事</u> 【A3】	引込や架空配線をするために必要な電柱工事の申告 ●電柱設置にかかる部材費、労務費●装柱材、支持材の部材や根枷等の材料費、労務費●柱の搬入、運搬費●高所作業車、建柱車等のレンタル費、回送費(損料含む。)	・充電設備等専用以外の 用途(設備負荷)の配 線を中継する柱

	T	
工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事(例)】
(1) 一②電気配	線工事費(高圧/低圧の配線にかかる申告)	
<u>デマンド工事</u> 【A3】	設置する施設等の契約電力を超えないようデマンドを監視し、コントロールする機能をもった機器を設置する工事の申告 ●デマンドコントロールの機器本体費および設置にかかる部材費、労務費 【補足説明】 申請できる事業は、「マンション及び事務所・	 ・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・機能が監視のみ・申請する充電設備本体以外の制御。 ・既製品でないもの。
	工場等への充電設備設置事業」とする。	
課金デバイスエ 事【A3】	申請する充電設備に課金機能がなく、使用料 を徴収する機能を持った機器を設置する工事 の申告	・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・充電設備本体を改造し、設置すること。
<u>ハンドホール設</u> 置工事【A3】	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事の申告 ●ハンドホール設置にかかる部材費、労務費 ●掘削、埋設工事の材料費、労務費 ●ハンドホールの搬入、運搬費 ●ハンドホール設置にかかる重機のレンタル 費、および回送費(損料含む。)	・充電設備等以外の配線 があるハンドホール
<u>その他工事</u> 【A3】	充電設備を複数基設置するために必要な工事の申告 ●上記、(1) -②電気配線工事の項目以外で必要な部材、工事等	・1基の申請の場合は、 申告することが出来ま せん。なお、センター が認めた場合にのみ補 助対象経費とします。

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】

【申告額として計上できる工事内容と費用】

【補助対象とならない 工事(例)】

(1) 一③高圧受変電設備設置工事費(高圧受変電設備本体および設置にかかる申告)

現在の高圧受変電設備では、設置予定の充電 設備を稼動できない場合、必要となる電力量 のみを確保する目的で増設または新設される 高圧受変電設備の申告

- ●高圧受変電設備の設置にかかる部材費、労 務費
- ●高圧受変電設備の基礎工事にかかる材料費、 労務費
- ●主任技術者立会、試験費等にかかる費用
- ●フェンスの設置にかかる部材費、労務費

- ・変圧器の交換工事
- ・新たに建設予定の施設 等で、施設全体への電 力供給を担う高圧受変 電設備は、補助対象外 となります。
- ・高圧受変電設備の機器 が過剰である場合、補 助対象外となります。

【補足説明】

③高圧受変電設 備設置工事費 【A4】

- ※「増設」とは
- ・現在の高圧受変電設備内にスペースがない場合で、他の場所に高圧受 変電設備を設置すること。
- ・近接に設置空間がある場合は、近接場所に設置すること。
- ・近接に設置空間がない場合は、現在の高圧受変電設備を高圧分岐し、 最近接の別の場所に高圧受変電設備を設置すること。
- ・補助予定の充電設備を稼働するために必要な電力量に対応させるため に必要な機器、部材等はセンターが合理的と判断した場合のみ対象と する。

※「新設」とは

- ・新たに電力契約を締結する場合で、充電設備にのみ利用する高圧受変 電設備を設置すること。
- ・現在、低圧受電契約により電力の供給を受けている設置場所において、充電設備を設置することにより高圧受電契約に変更する場合は、原則、補助対象外とします。

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】

【申告額として計上できる工事内容と費用】

【補助対象とならない 工事(例)】

(1) - ④特別措置に基づく受電工事費

急速充電設備を設置する際に、申請者が「同 一敷地内複数契約を可能とする特別措置」(以 下「特別措置」という。)に基づく申請をした 場合に、電力会社が申請者等に請求する工事 負担金の申告

④特別措置に基

づく受電工事費 [A5]

【補足説明】

「特別措置」で電力契約を行い急速充電設備 を設置する場合は、申請時に電力会社に提出 する当該契約の申込書と電力会社が発行する 請求書を提出してください。なお、地方公共 団体等が入札前に申請する場合で、申請まで に申込書と請求書が提出できない場合は、セ ンターに報告してください。

・電力会社が発行した請 求書に記載された負担 金以外の費用

(2)案内板設置工事費

充電設備が設置されていることを、公道を走 る電気自動車等の運転者に告知することを目 的とする案内板設置工事の申告

- ●案内板の設置にかかる部材費、労務費
- ●案内板を設置するための基礎工事の材料費、 労務費

案内板設置工事 [A6]

【補足説明】

増設の申請で既設案内板がある場合、既設案 内板の寸法は 400mm x 400mm以上とし、そ の他の案内板の設置要件を満たしている必要 がある。満たしていない場合は、新規に案内 板の設置要件を満たす案内板を設置すること

【新設案内板】

- ・公道に面する入口以外 に設置する誘導板や充 電設備の使用方法を記 載した案内板
- ・特定の充電インフラ会 社等のPR板
- ・充電設備に関係のない PR板
- ガラスに張付けるシー ト貼付タイプの案内板
- ・パイロン仕様等の可動 式案内板

	T	I
工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事(例)】
(3)付帯設備設	<u>置工事費</u>	
	充電スペースに新たに引くラインの申告	
	●充電スペース1台分のライン引きにかかる 材料費、労務費	
<u>ライン引き工事</u>	●新たにラインを引く目的で既存のライン消	・駐車スペースの枠に関
[A7]	しが必要な場合はライン消し工事も補助対 象とする	係のないゼブラ線等
	●待機スペースのライン引き工事も補助対象	
	とする	
	充電スペース内に設置する「充電場所」であ	
路面表示工事	ることの視認性を高める路面表示の申告	・充電スペース内の路面
[A8]	●路面表示の設置にかかる部材費、労務費	
	充電設備本体および別体(設備構成)である	
	課金機、電源部、メンテナンススペースおよ	
	び充電スペースを雨等から保護する屋根の申	
	告	大電乳供表はおりなり
屋根設置工事		・充電設備本体およびメ
[A9]	●屋根の本体費および設置にかかる部材費、	ンテナンススペースを 保護していない屋根
	労務費	
	●屋根を設置するための基礎工事の材料費、	
	労務費	

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事(例)】
(3)付帯設備設	置工事費	
<u>小屋設置工事</u> 【A 1 0】	 充電設備本体および別体(設備構成)である課金機、電源部を豪雪・火山灰等から保護する必要がある場合に認める小屋の申告 ●小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費 	・小屋内部に設置される ヒーター等の備品
防護用部材設置 工事【A 1 1】	充電設備本体および別体(設備構成)である 課金機、電源部を保護するU字型・I型防護用 部材の申告 ●防護用部材の本体費および設置工事にかか る部材費、労務費 ●防護用部材を設置するための基礎工事の材 料費、労務費	・プラスチック製および ゴム製のポール・駐車場侵入防止のバリ カーやチェーン・車止め
電灯設置工事 【A 1 2】	充電設備本体および充電スペースを照らす目 的で設置する電灯の申告 ●電灯の本体費および設置工事にかかる部材 費、労務費 ●電気配線にかかる部材費、労務費	・華美な電灯 ・太陽光発電機で稼働す る電灯

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事(例)】	
(4)その他、設置工事にかかる費用			
<u>雑材・消耗品、</u> <u>養生費</u> 【A 1 3】	●テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ●養生にかかる費用	・交通運搬費や廃材処分費	
図面作成費 【A14】	 ●センターが求める図面の作成にかかる費用 【補足説明】 センターが補助する図面は以下のとおりです。 ・設置場所見取図 ・平面図 ・電気系統図 ・配線ルート図 ・単線結線図(高圧受変電設備設置工事費を申告する場合のみ) 	・竣工図面等の作成費	
<u>レイアウト検討</u> 費【A 1 5】	●設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用 【補足説明】 ・一式計上ではなく、レイアウト検討にかかった人工数とその単価を記載してください。	・交通費、諸経費等にかかる費用	
電力会社立会· <u>協議費</u> 【A16】	●特別措置における電力会社との協議、立会等にかかる費用 【補足説明】 ・一式計上ではなく、立会や協議にかかる人工数とその単価を記載してください。	・電力会社への申請手続費 用 ・特別措置以外の契約等に かかる費用	

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事(例)】	
<u>(4)その他、設置工事にかかる費用</u>			
安全誘導員費 【A 1 7】	●設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費 【補足説明】 ・一式計上ではなく、安全誘導にかかる人工数とその単価を記載してください。	・現場作業内の安全対策にかかる費用	
<u>停電回避費</u> 【A 1 8】	●設置工事期間中に当該工事のために生じる 停電を回避するために必要となる発電機の レンタル費および回送費(損料含む。)	・工事に必要な電源を確保 するための発電機等の費 用	
<u>充電スペース造</u> 成費【A 1 9】	●充電スペースを新たに造成するために必要な材料費、労務費 【補足説明】 ・申請された内容を審査し、センターが認めた場合のみ補助対象とする。	・既設の駐車スペースを充電スペース用に工事する費用・既に駐車スペースがあり、路面が砂利や土等をアスファルトに舗装する工事費用	
<u>現場監督等の労</u> 務費【A20】	●補助対象経費の項目(1)~(3)の工事で発生する、現場監督費・世話役等の労務費でセンターが認めたもの 【補足説明】 ・一式計上ではなく、現場監督等にかかる人工数とその単価を記載してください。	・現場管理費や現場監理費 ・諸経費等の現場監督費、 世話役等以外の項目	

4-8. 充電設備等設置工事の要件

充電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の 受付不可または当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

(1)基礎・据付工事

・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する充電設備等本体の基礎サイズ の仕様を満たしていること。

(2)電気配線工事

・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する電源ケーブルの仕様を満たしていること。

(3) デマンド工事

- ・デマンドの制御機能は、申請する充電設備本体のみとする。
- ・デマンド機器本体は原則、既製品に限る。

(4)課金デバイス工事

- ・申請する充電設備に課金機能がないこと。
- ・充電設備本体に改造を加えないこと。
- ・課金デバイス機器本体は原則、既製品に限る。

(5) ブレーカー工事

・充電設備本体等の性能を担保するブレーカーを設置すること。

(6)案内板設置工事

- ・設置施設(場所)の公道に面した入口に設置すること。
- ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたも の。
- ·案内板寸法は500mm x 500mm以上とする。
- ・公道の上下線から視認できる位置および高さに設置すること。
- ・公道に対し、案内板の設置方法は、
 - ①案内板が両面の場合は垂直、
 - ②案内板が片面の場合は平行に設置すること。
- ・地面に埋設等され固定されていること。
- ・高速道路SA・PA等に設置の場合は、高速道路会社等が定める規格・規定に案内板仕 様等は準ずるものとする。

(7)ライン引き工事

・充電スペースは、幅 2.5m×奥行き5mの区画を目安とする。

(8)路面表示工事

- ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたも の。
- · 寸法は、900mm x 900mm以上とする。
- ・計画した充電スペースの区画内に設置すること。
- ・「待機スペース」を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする。
- ※待機スペースとは、充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。

(9)屋根設置工事

- ・屋根の本体は原則、既製品に限る。
- ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・小屋との同時申請はできない。

(10)小屋設置工事

- ・小屋の本体は原則、既製品に限る。
- ・建ペい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・屋根との同時申請はできない。

(11)防護用部材設置工事

- ・本体は原則、既製品に限る。
- ・金属製に限る。
- ・急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められているため、申請前に設置場所を 管轄する消防署に設置のレイアウト等の確認および了承を得ること。
- ・普通充電設備は、地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前 に申請者責任において確認すること。

(12)電灯設置工事

- ・電灯の本体は原則、既製品に限る。
- ・充電設備本体を照らしていること。

4-9. 補助対象とならない主な設置工事(部材・工事等の事例)

- ・他用途(申告された充電設備以外)に利用するための部材費、労務費 (将来用の配線配管等、申告された充電設備以外の工事内容を含んだ工事)
- ・充電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
- ・非常用に設置する予備用コンセント
- ・監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・充電設備等の電力量を測定するメーター等の費用
- ・既設駐車スペースのアスファルト舗装(駐車スペースがアスファルトでない場合)
- ・区画貫通およびレントゲン撮影等にかかる費用
- ・既設充電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用
- ・その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
- ・新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤 等を設計変更して充電設備を設置する場合、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更
- ・一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部
- · 交通費、保険費、福利厚生費
- ·写真管理費、客先協議費、申請手続代行費
- ・除雪費等

4-10. ユニバーサルデザインの採用(推奨)

今後、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及が一層進むことをふまえ、 充電設備の設置にあたっては、利用者が誰でも操作しやすいよう、ユニバーサルデザ インを考慮した設置に努めることを推奨します。

なお、急速充電器については、CHAdeMO協議会が「電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書 7.3」にユニバーサルデザインのガイドを公表しているので参照してください。